

核兵器・核実験モニター

NUCLEAR WEAPON & NUCLEAR TEST MONITOR

●発行所 NPO 法人ピースデポ(平和資料協同組合)/PCDS(太平洋軍備撤廃運動)
Pacific Campaign for Disarmament and Security)
〒223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号
TEL:045-563-5101 FAX:045-563-9907 E-mail:peacedepot@y.email.ne.jp
<http://www.jca.apc.org/peacedepot/>

●編集責任者 梅林宏道 ●郵便振替 口座番号: 00250-1 41182 加入者名: 特定非営利活動法人ピースデポ

毎月2回1日、
15日に発行。
1996年4月23日第三種郵便物認可

117 00/6/15

¥100

北朝鮮の初参加

(アセアン地域フォーラム)

新段階を迎えたARF

予防外交の場としての試練

7月27日、バンコクで第7回アセアン(ASEAN)地域フォーラム(ARF)が開催される。今年のARFは、朝鮮民主主義人民共和国(北朝鮮)の加盟が承認され、その代表が初参加する場となる。これによって地域の主要な国がすべてARFで顔をそろえるという新しい段階を迎える。ARFは信頼醸成の段階から、予防外交の段階へと組織的発展を画すべき時期を迎えており、NGOは関心を強める必要がある。

新ラウンドを迎えたARF

本誌をピースデポと共同発行しているPCDS(太平洋軍備撤廃運動)は、1994年の設立当初から、ARFの動向に关心を持ち、毎年のフォーラムを監視するとともに、事前の申し入れを繰り返してきた。最近では、5月のARF高級事務レベル協議に向けて申し入れを行った。その手紙は、現在のARFが抱えている基本的な問題をカバーしており、読者がARFについて考えるのに格好の読み物となっているので、全文を本誌に訳出、掲載した(4~5ページ)。

ARFが現在も重要な意味をもつてるのは、それがアジア太平洋地域に唯一存在する安全保障問題に関する国家間協議の場であるからである。下図で分かるように、ARFは現在、21カ国と欧州連合(EU)からなっている。東南アジア諸国連合(ASEAN)との関係から考えると、それはASEAN10カ国とその協議対象国10カ国(EUを含む)、オブザーバー国1カ国、その他1カ国に分類できる。ARFは独自の事務局を持たず、ASEANの事務局がそれを兼務している。

ARF設立時は、ASEAN6カ国であり、

6カ国でARFの議長国を持ち回ってきた。したがって、今回の第7回は議長国が一巡した後の第2ラウンドの始まりを意味する。そのため、5月19日の高級事務レベル協議は、過去と未来を熟考する(リトリート)会議と銘打たれた。

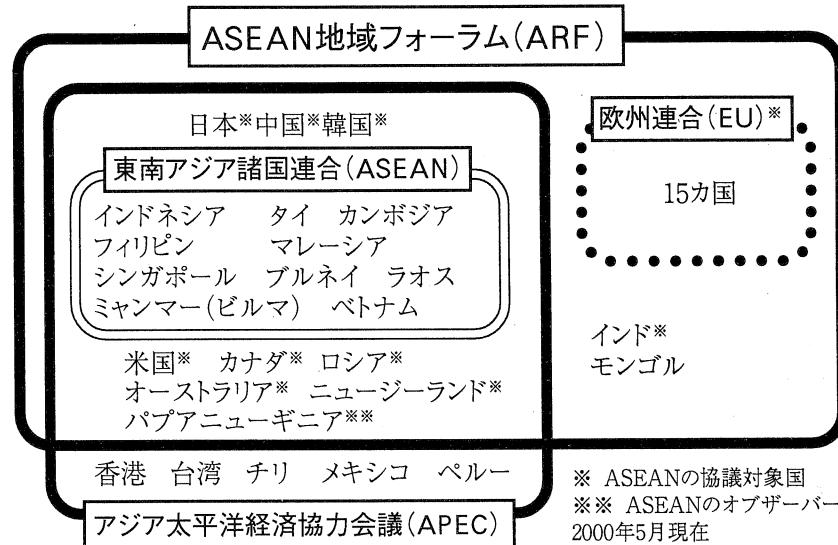
議長国が一巡したというだけではなく、ARFは、信頼醸成に主眼をおいた段階から、予防外交にとり組む段階へと足を踏み入れようとしており、その意味でも

新しい段階を迎えている。ARFのこのような発展段階論については、本誌99号(99.9.15)と75号(98.8.15)を参照していただきたい。

北朝鮮の加盟

予防外交にとり組もうとしている時期に、北朝鮮のARF加盟が実現することは、象徴的であり有意義なことである。

今回の北朝鮮のARF加盟の意向は、



ARF参加国とその他の地域国際組織

NPT再検討会議・審議経過

—(中)保障措置・非核地帯—

前号では核軍縮と中東問題をとり上げた。今号では、主要委員会II(MC-II、コビエラッキ議長(ポーランド))がとり扱った保障措置と非核地帯問題をとり上げる。非核地帯との関連で、MC-Iの議題であるが、安全の保証の問題にも触れる。

保障措置

保障措置に関する議論は、会議初日の4月24日、国際原子力機関(IAEA)のエルバラダイ事務局長が、多くのNPT締約国が、NPT条約上の義務であるIAEAとの保障措置協定の締結をおこなっていないこと、および、1997年のモデル追加議定書の署名と発効が進んでいないことに懸念を表明したところから出発した。追加議定書の正式な発効を済ませている国は、NPT会議前で日本を含む9カ国、5月29日現在で11カ国のみである。

MC-IIで集中的な討議がおこなわれ、委員会最終日の5月12日の時点で、全会の合意をみていない28節を含む、計76節の内容を、会議の最終文書に送ることを勧告した(MC-IIの報告書の日付は5月16日付)。以下、争点になったところをピックアップする。

(1) 保障措置協定

会議は、IAEAによる保障措置(査察)

が核不拡散体制の「基本的な支柱」であること、そして、NPT第3条に基づく非核兵器国の義務である、IAEAとの間の保障措置協定の締結が促進されるべきであることを再確認した。

MC-II報告は、95年会議以来28カ国が協定を締結したことを歓迎すると同時に、「51の締約国が、包括的な保障措置協定をいまだ発効させていないことを憂慮する」とした。同時に報告は、南アフリカの主張を反映させて、未締結の国々の多くは核施設を持たない国であって、核施設を持たない国については、IAEAは、簡略な手続きを適用するなどして締結促進を援助すべきだと述べた。この点は最終文書に引き継がれ、「憂慮」は「留意」に置き換えられた。

(2) 将来の追加議定書と核供給

西側10カ国グループ(オーストラリア、オーストリア、カナダ、デンマーク、ハンガリー、アイルランド、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、スウェーデン)は、次回の再検討会議において、全面的保障措置の一部

としての追加議定書を確立することを提案した。95年会議の決定「核不拡散と核軍縮のための原則と目標」は、その第12節で、核物質や核関連設備の供給にあたっては、供給を受ける国が全面的保障措置を受諾していることを条件とする、と規定している。これにしたがい、10カ国グループは、追加議定書を核物質や核関連設備の供給の条件にしようとした。

これに対して中国は難色を示した。95年会議で中国は、「原則と目標」の決定に反対はしなかったものの、その中の「全面的」保障措置という文言に留保を付けていたと言われている。ロシアも同様の留保を付けていたとされ、また、最近ロシアがインドへの原子炉売却を計画しているとの情報が明るみに出たことなどから、動向が注目された。

協議の結果、最終文書は「『原則と目標』の第12節を再確認する」と述べるにとどまり、次回会議での追加議定書確立の提案は削除された。

(3) 核兵器国の自発的保障措置

NPT第3条は非核兵器国の保障措置を義務づけているが、核兵器国はこれに拘束されない。しかし、すべての核兵器国は保障措置を「自発的に提供」している。核兵器国の保障措置に関しては、次の三点が問題となつた。

1. 核兵器国の保障措置への追加議定書の適用範囲を広げて、核兵器用の核分裂性物質の生産をやめ

れている。その中で、ここでは、ARFが地域安全保障機構として役立つ組織になるために、極めて具体的な一つのことを繰り返して提起しておきたい。

それは、現在たつた一日のイベントでしかないARFを、新しい段階に入ったことを契機として、複数日のイベントとして強化することである。実際には高級事務レベルの協議が先行しているとはいえ、一日イベントでアジア太平洋地域の安保問題の実質協議をするのは、余りにも無理があるであろう。日本政府が改革を提言し、必要な事務局機能についての相応の出費分担を申し出てはどうであろうか。(梅林宏道) ●

◆◀ 1ページからつづく

北朝鮮とフィリピンの間の国交樹立についての話し合いのなかで、4月、フィリピン政府に伝えられた。ARFに正式に提出された参加申請は、5月19日のARF高級事務レベル協議で承認された。正式には、7月26日の外相会議で承認されることになる。

地域のすべての当事者が無条件に参加できるということが、地域安全保障機構の最低限の条件である。その意味で、ARFが北朝鮮の参加抜きに発足したことを、ARFの根本的欠陥として、PCDSは繰り返し是正を求めてきた。少なくともARFの発足当初、北朝鮮は参加を希望していた。そのときに、北朝鮮の参加を強く擁護することこそが、日本外交

がまさになすべきことであった。にもかかわらず日本政府は、その後のARFを、不在である北朝鮮を非難し包囲する場として利用してきた。

日本政府は、今回の北朝鮮の加盟を歓迎するとしているが、後手に回った外交という印象はまぬがれない。

日本政府の過剰な北朝鮮脅威論は、少なからぬ国に異常であるという印象を与えていた。今後、ARFが北朝鮮をも含む多国間協議の場となったとき、改めて日本の外交姿勢が問われてゆくことになるであろう。

ARFの今後の課題

本誌に掲載したPCDSからARFへの手紙で、ARFの今後の課題はカバーさ

ていない核兵器国はこれをやめるべきだとの要求が出た。この要求に核兵器国がこたえる形で、追加議定書の適用範囲を「再検討の対象とする」とする文言が、最終文書に残った。

2.軍事的必要から余剰と認められた核物質をIAEAその他の査察の下に置くのを「できる限り早く」(非核兵器国の中の主張)とするか、「現実的に早く」(核兵器国の中の主張)とするかという表現上の問題。最終文書は、「現実的に早く」となった。

3.IAEAの査察の費用負担の問題。IAEAの予算不足は事務局長の会議初日の演説でも強調されていた。フランスは、「核削減は共通の利益」だから査察費用はIAEAの通常予算から出されるべきだとするのに対し、ブラジルなどは、査察費用は査察の対象となる物質の保有者が負担すべきだと主張した。MC-II報告では、IAEAへの支援を「すべての国—とりわけ、核兵器国を含む—に呼びかける」としていたが、最終文書では、「共通だが差異のある責任に留意して、すべての国に呼びかける」となった。

(4) 安保理の役割

MC-II報告は、国連安保理が、「IAEA保障措置協定の遵守を維持し、IAEAから何らかの違反の報告があった場合に、適切な措置をとって保障措置義務の遵守を保証する」役割を持つと述べた。これはイラク問題(前号参照)などの関連で争点となった箇所である。安保理の強い権限の明記に対しては反発が出た。協議の結果、最終文書では、この役割は、「安保理および(国連)総会が、国連憲章にしたがって」果たすものであるとされた。

(MC-IIではこのほかに、核技術移転に関する規制の問題が議論されたが、これはMC-IIIの議題である核エネルギー、とりわけ開発途上国が主張する「核エネルギーの平和利用の権利」と関連するので、次号でとり上げる。MC-IIの下に置かれた下部機関2が扱った中東問題に関しては前号を参照。)

迎する」となり、「ペラルーシ提案」への言及は避けられた。

(3) 安全の保証

非核地帯と安全の保証

非核地帯に関して、ペラルーシ、中国、欧州連合(EU)、モンゴル、中央アジア5カ国(カザフスタン、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタンが共同で)が作業文書を提出した。

(1) アジア

中央アジア非核地帯化構想は、中国、EU、日本などによって歓迎を表明され、最終文書に優先事項として明記された。モンゴルの非核地位(98年。本誌84・85号参照)、朝鮮半島非核化共同宣言(92年)の歓迎も明記された。しかし、モンゴルが求めた安全の保証は明記されなかつた。タイはパンコク条約(東南アジア非核地帯条約)の議定書への核兵器国への署名を求め、最終文書に明記された。

(2) ヨーロッパ

ペラルーシは、中央・東ヨーロッパの非核空間についての作業文書を、「自国の立場」として提出した。99年の北大西洋条約機構(NATO)・ワシントンサミットにおいて、NATOへの新規加盟国へ核兵器配備をおこなわないという以前の声明が再確認されなかつたことへの懸念から、ペラルーシはこの問題を強く主張した。ポーランドはこの提案に驚いたと述べ、関係諸国の合意がないことを指摘した。NATOやEUに新たに加盟しようとする国々は強く反対した。ペラルーシは同趣旨の決議を国連総会で提出し、EUを含む多くの国々がこれに反対票を投じたという経緯がある。「非核地帯の設立は、関係諸国によって自主的に達成されたとり決めにのみしたがう」とする99年の国連軍縮委員会(UNDC)の指針が、反対の論拠になっている。

長い協議の結果、最終文書は、「国際社会は、関連するUNDCの指針にしたがって、新たな非核地帯の設立を促進し続けるべきであり、この精神にしたがつて、1995年以来世界のさまざまな地域の締約国から発せられた努力と提案を歓

非核兵器国に核兵器を使わないと保証する「安全の保証」に関しては、多くの国が法的拘束力のあるとり決めを求め、98年にジュネーブ軍縮会議(CD)内に安全保証の特別委員会が設置されながらも審議が進んでいないことに不満を表明した。エジプト、イラン、サウジアラビアは、条件付きの安全保証を表明した国連安保理決議984(95年)は不十分であると述べた。タイ、ペラルーシ、カナダ、メキシコ、インドネシア、カザフスタン、EU、アルメニアもこの問題について述べた。

フランスは、安保理決議984および非核地帯条約の議定書への批准によって、安全の保証はおこなわれているとしたが、イランとナイジェリアは、安全保証は非核地帯に限定されるものではないと反論した。

イスラエルは作業文書を提出し、安全保証は例外なく適用されなくてはいけないと主張し、米国がペリンダバ条約(アフリカ非核地帯条約)の議定書に署名する際、生物・化学兵器への対応は例外であると示唆したことを批判した。

エジプトは作業文書の中で、安全保証についての7つの原則を提示した。その一つは、「いつでも、どのような環境の下でも」NPTまたは非核地帯条約の締約国である非核兵器国に対して安全が保証されるべきだとするもので、「戦争時には拘束力をもたない」という逃げ道をふさぐことを目的とした要求である。

安全の保証に関する規定は、MC-I報告から最終文書に計6節が送られた。その中には、安保理決議984の再確認、CD特別委員会への留意のほか、この問題に関し2005年会議へ向けた準備委員会で勧告がまとめられるべきことが指摘された。また、「非核地帯の条約と議定書によって提供される(安全の)保証を、実効的なものにするための措置が、関係諸国によってとられることの重要性を強調する」との表現で、未批准の議定書に核兵器国が早急に批准してほしいとする非核兵器国の中の憂慮を反映させた。(川崎哲)④

PCDSからARFへの 申し入れ

2000年4月24日

ASEAN事務総長ロドルフォ・C・セヴェリノ・Jr閣下
ASEAN地域フォーラム参加国外務大臣閣下

第7回ARF(2000.7.27、タイ・バンコク)について

私たち、太平洋軍備撤廃運動(PCDS)を代表して手紙を書いております。(略)

これまでの私たちとのやりとりから明らかのように、PCDSはARFの成り行きを注意深く見守り、ARFについての多くの報告書を、コミュニティ・レベルでのかかわりが深い、地域的な幅広い平和ネットワークの視点から、発行してきました。ここには、昨年のARFについての報告書「役立たずにならないために措置が必要—第6回ASEAN地域フォーラム(1999年、シンガポール)」を同封します。私たちのARFの業務への関心は依然として強いものです。それは、ARFが大きく変化するこの地域における、ただ一つの政治的な協議機関であるからです。私たちの意見をARFに先だって考慮していただけるように、私たちは、5月中旬に開かれるARFの再検討・高級事務レベル協議の前にこの手紙を送ろうとしています。私たちは、あなたがたに下記の項目について注意を促し、今年のARFでの討議事項に含め、そうすることによって、ARFが地域の安全問題について確実な前進をすることができるようになります。

■核軍縮の促進

1999年の「議長声明」は、「核兵器国が核軍縮のために体系的かつ前進的努力をすることの重要性について述べ、かつ、核兵器の廃絶という究極的目的のためにさらなる努力を行うよう要求した」。私たちは、ARFがこの目的を達するための努力を次のような方法によって支援することを提案します。つまり閉会期間に核軍縮と不拡散のための支援グループ会議を主催し、大量殺戮兵器を廃棄するための世界的なキャンペーン(地域安全のための前提)へのARFの貢献の一部とすることです。さらに、コフィ・アナン国連事務総長は、彼の「ミレニアム・レポート」(2000年4月3日)において、核兵器の危険をなくすための手段を明らかにするための大規模な国際会議を開催することを考慮することを提案しました。私たちは、ARFがこの提案を支持することを求めます。

■東南アジア非核地帯(SEANWFZ)への加盟とその他の非核地帯構想へのとり組み

私たちは、昨年のARFにおいて、中国がSEANWFZの議定書へ加盟する意思を示唆したと理解しているのですが、中国もその他の核兵器国もこれを実行しておりません。私たちは過去3年にわたって要求しているように、ARFが加盟国である全ての核兵器国に対し、東南アジア非核地帯の議定書に遅滞なく署名するように強く求めることを要求します。核兵器国は議定書の遵守は核軍縮に対する彼らの真剣な意図を確実に示し、また、インド、パキスタン、あるいはその他核兵器国になりたいと考えている国家に対する「誠実さ(注:NPT第6条)」の証しとなるものです。

私たちは、ARFが地域の安全保障環境を改善するために、SEANWFZの有効性を増すような方策について検討することを提案します。例えば、バングラデシュやスリランカとの議論を促進し、SEA NWFZをこれらの諸国を含むべく西方に向「拡張する」可能性について検討するべきです。SEANWFZの「周辺を薄める」と、つまり、NWFZの外側ではあるが境界線に近いところに配備されている核兵器を撤退させ、そうすることで、近隣の核兵器国による戦術核兵器の使用や使用の威嚇がないことへの信頼性を高めることも考慮するべきであると考えます。SEANWFZの場合、こうした仕組みは北側の境界線に適用できるかもしれません。

私たちは、ARFが新しいNWFZをアジア太平洋地域に設立することを推奨するよう提案します。例えば、北東アジアのNWFZを設置して、地域の非核国、なかでも韓国(ROK)や朝鮮民主主義人民共和国(DPRK)や日本が中心的な構成員となれば、地域の信頼醸成と予防外

交に貢献するであろうし、そのような目的はARFの使命の中に含まれているのです。こうしたNWFZができれば、周辺の諸国にある核兵器の存在そのものや、これら三つの国、あるいは、日本と統一された朝鮮の間において潜在的にある核開発競争が生み出す緊張を解くための前進となるでしょう。加えて、条約が周辺の核兵器国に関連する議定書を含むでしょうから、核兵器国を条約加盟国により深く関与させることになるでしょう。

■国土ミサイル防衛(NMD)と戦域ミサイル防衛(TMD)開発への異議

私たちは、地域におけるいくつかの国家が行っているミサイル防衛システムの開発は、地域、ひいては世界にあらたな軍拡を招き、さらには核軍縮の努力を阻害するものであると信じています。私たちは、ARFがこうした不安定をもたらすような進展に対して、可能な限りの強い言葉で異議を申し立てることを要求します。

■ARFにおける国家の参加の促進と拡大

私たちは、ARFのとり組みによって影響を被るあらゆる当事者がその会合に参加するべきであるという原則を支持し、ARFがこうした原則を適用することを提案します。昨年のコソボにおける悲劇は、ARFのような紛争予防機構の重要性を示しています。残念ながら、重大な紛争が起こる潜在的な可能性が最も高い場所との関連、すなわち朝鮮半島との関連において、ARFは非効率的でかつ弱弱しいものでした。私たちは、ARFが発足当時から北朝鮮を含めなかったのは、先見の明がなかったものであると信じています。

私たちは、最近では2000年4月6日に北朝鮮(DPRK)がARFに参加したいとの希望について示唆したと理解しています。私たちは、ARFの構成員となるためには「新たに参加する国は、参加が承認される以前になされた過去のあらゆる決定や宣言を受け入れるべきである」とする正式の条件が、北朝鮮の参加の妨げになっているのではないかと心配しています。これは、昨年の「議長声明」の第12節も含め、北朝鮮に関する宣言がこれまで行われてきており、それを北朝鮮が受け入れることはきわめて困難であると考えられるからです。ARFを普遍的で、かつ多国間の安全保障のフォーラムに

するためには、私たちは、ARFが北朝鮮に過去のいくつかのARFの決定や宣言の受け入れを留保することを許し、その代わりに、加入の条件としては、ARFの基本的な原則に賛成することを条件とすることを提案します。私たちは、今年のARFの会合への北朝鮮の加入を促進するために、北朝鮮を関与させる通常以上の努力がなされることを求めます。

私たちは、新たに独立した東チモールがASEANに、さらには、ARFに参加することを検討していると理解しています。私たちは、東チモールがもしそのように参加することを選択するのであれば、ASEANとARFは、こうした参加を容易にし、促進するようなあらゆる援助を提供することを求めます。

■時代遅れの安全保障概念への挑戦

PCDSは、米比訪問軍協定という形での新たな軍事協力に懸念を抱き続けています。また、日米防衛協力のための新ガイドライン、軍事活動を拡張する日本の新たな立法、そしてTMDの共同開発にも懸念しています。こうした最近の進展は、伝統的で、今はもう時代遅れとなつた、大国の軍事力を基礎とした安全保障体制を補強するものであり、ARFにとって関心となるべきことです。このような安全保障への伝統的なアプローチは、軍事的な緊張を緩和することもできなかつたし、軍の存在がもたらす容赦のない影響に苦しみ、それに挑戦してきた沖縄の人々が証明しているように、地域の人々に平和的な生活を保証することもできなかつたのです。こうした体制は、理性的な対話に誇りをもち、紛争予防と解決のために非軍事的な安全保障の代替案を提示するARFの全体的な精神に反するものです。安全保障とは、そのもとも基礎的な意味において、平和と安全のうちに住みたいという人々の願いであり、人々が中心であり、民主的であり、かつ協力的なものです。したがつて、私たちは、ARFがこうした軍事的な体制に挑戦することを要求するものです。

■通常兵器と軍事費の削減

たしかに、兵器販売は1997年の東南アジア地域での経済的下落も原因となってやや減少しましたが、回復基調になり、1999年の地域の軍事支出は6%の増加を見込んでいます。兵器貿易はひき続き活発であり、軍隊への資金の配分は

依然として過大であり、より地域の安全を保障するであろう社会的なプログラムから貴重な資源を奪い取っています。軍事費の削減は、地域的な安全保障の確立にとって前提となるものです。私たちは、通常兵器の削減と軍事費の全般的な制限をARFの地域安全保障の議題とするよう、あらためて提案します。この協議では、小火器の拡散や米州機構(OAS)や欧州連合(EU)のような地域機構でとり組まれてきたように、この問題についての条約の確立も問題となるでしょう。

■柔軟関与の原則の採用

私たちは、ARFの加盟国が他の加盟国の内政について公にコメントすることができる柔軟関与の原則をひき続き支持します。私たちは、この原則の実施をARFを含む今年のASEANの会議で前進させることを要求します。仮にそのような原則が昨年あったとすれば、ARFは東チモールの情勢について、地域安全保障機構に期待されるような効果的な役割を果たすことができたでしょう。同様に、ARFは新たな抗争や紛争を未然に防ぎ、阻止するためにより大きな役割を果たすよう強化されなければなりません。

■人間の安全保障の採択

私たちは、地域における人権や政治的権利の侵害を議論し、検証するための手順を確立することを再度ARFに要求し、また、真に持続的な人間の安全保障のもとも重要な要素としての民主主義の発展の重要性について確認します。私たちは、1999年の「議長声明」の中に初めて「人権」という用語が含まれたことに気づきました。しかし、皮肉なことに、それはコソボの情勢に言及するものでした。ARFは、自分の家に近いところでの人権上の緊急課題について行動しないことはいうまでもなく、言及せらしないのです。私たちは、安全保障についてのARFの実際上の理解として、「人間の安全」を包含することを求める。同様に私たちは、時に国家が自国益を追求するための政治的な手段として、また、人々の安全というもとも真正な意味における「人間の安全」とは一致しないような行為を正当化するために使われる、人権の詭弁を支持しないことを強調したいと思います。

■ARFの期間を延長し考察の対象を広げること

ARFがその幼児期を過ぎ、第7回目の会議を開催するにあたって、私たちはARFをより実質的で役に立つ機関にするための手段が講じられなければならないといじます。こうした理由から、私たちは、一日のARFを複数日のイベントにすることを提案します。さらには、ARFが現にある危機的な安全保障上の問題についての議論を選択的にとり上げることを提案します。例えば、戦域ミサイル防衛、インドネシアの不安定などです。

■ARF過程におけるNGOの参加を支持し促進すること

これまでの手紙にひき続いて、私たちは、ARFのような国際機関におけるNGOの参加の重要性についての問題を提起します。6年が経過したいま、強い地域的な広がりとコミュニティ・レベルの関与をもつた、私たちのようなNGOは、ARF過程の周辺に押しやられています。「予防外交」や、「紛争解決へのアプローチ」の意味や範囲についての合意といった根本的な課題について、ほとんどARFにおいて進展がないなかで、ARFはより広い基盤を持つNGOからのインプットによって利益を受け、こうした課題へのとり組みに対して、新たなアイデアやエネルギーを得ることができるでしょう。ARFの会期の間の作業として、「外部当事者との連絡調整」が予防外交の要素として特定されました。私たちはそうした関与は、できる限り広いものであることを求めます。ARFはトラック・ツー(TRACK II)の非政府当事者の参加を得ていますが、私たちはARFがコミュニティを基盤とした地域グループで、ARFに強い関心を持つものとの対話を始め、他の国際機関のように民衆グループがARFの過程に参加する道を探ることで、利益を得るものと信じています。私たちは、第一歩として、ARFとNGOの文書の公的な交換を行うこと、事務局を通じてNGOの文書をARF参加者とARFを取材しているメディアに配布することを再度提案します。

私たちの関心事項に注意を払っていただければ幸いです。生産的で実質のある第7回ASEAN地域フォーラムが開かれることを期待しています。

国際コーディネーター 梅林宏道
資料コーディネーター パトリシア・ウリス
(訳:田辺俊明) M

NPT報告・核軍縮セミナーにご参加ください

NPT再検討会議の報告を中心に、ピースデポが各地の団体と協力して核軍縮セミナーを始めます。当面は右の日程が確定しています。そのほかにも、皆さんの地域で開催の希望があれば、規模を問わずにご相談ください。

韓国派遣カンパ ありがとうございました。

6月2日～6日にかけてソウルで開催された「第4回韓国一在日一日本ユースフォーラム」に、皆さまからの暖かいカンパをいただきて、事務局長の川崎哲と会員の加藤正姫さんを派遣しました。成果に関するご報告は改めておこないますが、南北会談直前の「統一モード」あふれるソウルで、平和運動における地方自治体の役割について有益な意見交換がおこなわれました。右にカンパの内訳をご報告します。

<収入>	
カンパ	199,000円
<支出(2人分計)>	
航空運賃等	66,650
フォーラム参加費	26,000
交通費	10,615
宿泊費	7,600
通訳費	14,095
写真現像等雑費	5,084
合計	130,044円
<収支差額>	
68,956円	※今後の派遣費用に使わせていただきます。

日 誌

2000.5.21～6.5

(作成:吉澤庸子、松永勝利)

ABM=対弾道ミサイル・システム／KEDO=朝鮮半島エネルギー開発機構／NMD=国土ミサイル防衛／NPT=核不拡散条約／TMD=戦域ミサイル防衛

●5月23日 米大統領補佐官、パキスタンに核実験の兆候があると指摘。同時に「実験に踏み切る明確な証拠があるとは思わないとも述べる。

●5月23日 米共和党ブッシュ候補、大統領選に向け公約発表。一方的な核削減、警戒態勢の解除を盛りこむ。NMDは推進の姿勢。

●5月24日 米朝高官協議再開。北の核凍結が主な議題。

●5月26日 米ロ、軍備管理高官協議で北朝鮮の弾道ミサイル開発抑制の協力推進で原則合意。米はTMD網開発で技術協力などを提案。

●5月26日付 南北朝鮮首脳会談を前に、米が北朝鮮の大量破壊兵器問題の解決が経済支援の条件と韓政府に伝えていたことが明らかに。

●5月27日 口大統領、CTBT批准法案に署名し批准手続き完了。

●5月28日 パキスタン陸軍参謀長官、同国が事实上の「核保有国」1周年で、インドを視野に核抑止力を協調。

●5月30日 米朝高官協議、ミサイル協議の新たな枠組みでの再開に合意、終了。「米はKEDO建設の遅れによる損失補償を認めた」と北朝鮮。

●5月30日 米国務省報道官、核開発疑惑が持

たれている北朝鮮の地下施設に対する2度目の視察の結果、核開発の形跡なしと発表。

●5月31日 米朝ミサイル協議再開に向けた準備協議開催。双方の憂慮を伝えあう。

●5月31日 韓国通商相、南北朝鮮会談で北朝鮮の核疑惑やミサイル開発問題を扱うとの韓国側の立場を表明。

●5月31日 防衛庁、中期防衛力整備計画(次期防)で、日本への弾道ミサイル攻撃も想定した情報収集・分析能力を大幅強化する方針を固める。

●6月1日 口大統領、「ならず者国家」への対応策として、米とミサイル防衛システムを共同開発する用意があることを表明。

●6月1日 米独首脳会談で、独大統領が軍拡競争を引き起こすとしてNMD計画に懸念表明。

●6月3日 政府、核兵器解体で生じたロシアの余剰プルトニウムを世界初、高温ガス炉で処分する計画に研究協力を決定。

●6月3日 米口首脳会談始まる。

●6月4日 米口首脳会談終了。兵器級プルトニウムの処分、合同のミサイル発射早期警戒センター設置で一致。NMD、ABM問題は継続協議。

●6月5日 口大統領、欧州と共同のミサイル防衛システム構築を提案。イタリア首相に。

沖縄

●5月23日 米軍機の低空飛行訓練経路「パープルルート」の存在を在沖米海兵隊報道部は公式に認める。

●5月24日 米空軍第18航空団司令官のジェームス・スミス准将は劣化ウラン弾が嘉手納弾薬庫内に現在も貯蔵されていることを明らかにした。

●5月29日 キャンプ瑞慶覧から海に通じる水路に油が流出。駐車場の大型フォークリフトの油圧

- ◆東京:6月24日(土)16:30～
東京YWCA(お茶の水駅)、300円
TEL:03-3264-0661 (日本YWCA・川端)
主催:日本YWCA/東京YWCA
- ◆鹿児島:7月5日(水)18:00～
鹿児島教育会館(鹿児島駅)
TEL:099-252-8585 (鹿児島県平和運動センター)
主催:鹿児島県憲法を守る会/鹿児島県平和運動センター
- ◆佐賀:7月6日(木)18:00～
佐賀勤労福祉社会館(佐賀駅)、500円
TEL:0952-23-0767(畠山)
主催:アンジー・ゼルターさんとともに核廃絶を進める会/ピースデポ
- ◆長崎:7月7日(金)18:30～
長崎県教育会館(長崎駅)、500円
TEL:095-848-6037(長崎平和研究所)
主催:長崎平和文化研究所/長崎平和研究所/ピースデポ
- ◆広島:8月6日(日)13:00～(場所未定)
- ◆秦野:9月17日(日)(時間、場所未定)
いずれも、ピースデポからの報告・発題者は川崎哲です。

ご案内 「日本政府は米空母の核付き母港を容認」機密解除の米国務省文書によって明らかになった密約の実態報告—梅林宏道

『週間金曜日』6月9日号に本誌連載中の「空母母港史の真相」の関連記事が掲載されました。

機密解除されたアメリカ国防省文書によって明らかになった密約の実態を報告しています。

●書店でお求めください。定価500円

油が漏れ出したことが原因。

●5月31日付 米軍払い下げ品取扱業者の物資置き場に「劣化ウラン」と書かれた葉きょうが数百発以上放置。琉球新報社調べ。

●5月31日 政府、県、関係自治体が米軍返還用地の跡地利用の促進と円滑化について話し合う「跡地対策準備協議会」が発足した。

●6月1日 外務省、科学技術庁、防衛施設庁の3省庁劣化ウラン弾葉きょうを調査、人体や環境に影響なしと報告。

●6月2日 県は米軍劣化ウラン弾の葉きょう問題とキャンプ瑞慶覧の油流出事故について、米海兵隊に事故の再発防止を口頭で要請。

●6月5日 西原町議会が臨時議会を開き、劣化ウラン弾の葉きょうが民間に流出した問題で抗議決議と意見書を全会一致で可決。

ピースデポの会員になって下さい。

会員には、『モニター』と『会報』が郵送されるほか、情報の利用にあたって優遇されます。(会員種別、会費、手続については、お問い合わせ下さい。)『核兵器・核実験モニター』の購読のみも可能です。

宛名ラベルメッセージについて

- ・会員番号(6桁):会員の方に付いています。
- ・「(定)」:会員以外の定期購読者の方。
- ・「今号で誌代切れ、継続願います。」:誌代切れ、継続願います。入会または定期購読(年5,000円)の更新をお願いします。
- ・メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。

次の人たちがこの号の発行に参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、川崎哲(ピースデポ)、青柳絢子、北木隆太、高木真理奈、田形圭、田辺俊明、津留佐和子、松永勝利、村上由美、吉澤庸子、梅林宏道